クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県内住宅におけるエネルギーの自立化及び屋根ソーラーと電気自動車（ＥＶ）等を組み合わせて利用するライフスタイルを推進するため、県民が行う太陽光発電設備等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内でクルマとつなぐ屋根ソーラー補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽電池モジュール　太陽の光エネルギーを電気に変換する装置をいう。

(2) 太陽光発電システム　太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

(3) 蓄電システム　充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。

(4) 電気自動車　搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機として内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(5) プラグインハイブリッド自動車　搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

(6) V2H充放電システム　電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）からの電力の取出し及び電気自動車等への充電により、電気自動車等と建物との間で電力を相互に供給するためのシステムの総体をいう。

(7) 太陽光発電設備等　太陽光発電システム、蓄電システム又はV2H充放電システムをいう。

(8) 住宅　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第２条第１項に規定する住宅をいう。

(9) 既存住宅　住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第２条第２項に規定する新築住宅に該当しないものをいう。

(10) リース契約　契約の名称にかかわらず、電気自動車等の貸主が、当該車両の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該車両の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(11) リース事業者　リース契約に基づき、電気自動車等を借主に貸し渡すことを業とするものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該

当する個人とする。

(1) 長野県内に居住する者であること。

(2) 県税の滞納がない者であること。

(3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第５条第１項又は第10条第３項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）との販売契約により別表第１に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等（以下「補助対象太陽光発電設備等」という。）を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。

ア　太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを同時に設置する事業

イ　太陽光発電システム及び当該太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを同時に設置する事業

ウ　太陽光発電システム並びに当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを同時に設置する事業

エ　既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業

オ　既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業

カ　既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを設置する事業

(2) 補助対象者が電気自動車等の販売事業者との販売契約又は電気自動車等のリース事業者とのリース契約により別表第１に掲げる要件を満たす電気自動車等（以下「補助対象電気自動車等」という。）を新たに導入する事業のうち、次に掲げるものとする。

ア　認定事業者との販売契約により補助対象太陽光発電設備等のうちの太陽光発電システムを新たに設置するとともに、当該太陽光発電システムにより発電された電気を使用する電気自動車等を導入する事業

イ　既に設置された太陽光発電システムにより発電された電気を使用する電気自動車等を導入する事業

２　前項に定める補助事業は、第７条の規定に基づく交付申請を行う日の属する年度に着手し、当該年度の２月末日までに完了するものとする。ただし、第９条第２項の事業期間の延長の承認を受け、事業期間が２年度にわたる場合は、当該事業期間の初年度に着手し、当該年度の翌年度の２月末日までに完了するものとする。

３　前項の着手とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第１項第１号の事業　補助対象太陽光発電設備等の設置に係る販売契約の締結

(2) 第１項第２号アの事業　補助対象太陽光発電設備等のうちの太陽光発電システムの販売

契約又は補助対象電気自動車等の初度登録（検査）のいずれか早い方

(3) 第１項第２号イの事業　補助対象電気自動車等の初度登録（検査）

（太陽光発電設備等の設置場所）

第５条　補助事業における太陽光発電設備等の設置場所は、補助対象者が居住する長野県内の既存住宅とする。なお、補助対象太陽光発電設備等の太陽電池モジュールについては当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に設置することができるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業における補助対象太陽光発電設備等の設置又は補助対象電気自動車等の導入に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、知事が適当と認めるものとする。ただし、補助対象電気自動車等の導入にかかる補助対象経費については、補助対象電気自動車等の車両本体の購入又はリースに係る経費とする。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その交付を受ける金額に相当する額の経費は、補助対象経費としない。

３　補助金の額は、次により算出するものとする。

(1) 補助対象経費の額と次に掲げる上限額のいずれか少ない額を補助金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ア 太陽光発電システムの設置　５万円

イ 蓄電システムの設置　15万円

ウ V2H充放電システムの設置　20万円

エ 電気自動車等の導入　25万円

(2)　(1)により算出された補助対象経費の区分ごとの補助金額を合算した額を補助金額とする。

（交付申請及び実績報告）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の３月12日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる事業ごとに定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 第４条第１項第１号の事業（以下「第１号事業」という。）　交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第１号）及び別表第２に掲げる書類

(2) 第４条第１項第２号の事業（以下「第２号事業」という。）　交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第１号の２）及び別表第３に掲げる書類

２　第２号事業の申請者は、同一年度内に、第２号事業の要件を満たすために第１号事業も実施する場合は、第１号事業を第２号事業と同日又はそれ以前に完了していなければならない。

（交付申請及び実績報告の特例）

第７条の２　前条の規定にかかわらず、第２号事業の完了した日が第１号事業の完了した日より前となる場合であっても、第２号事業の申請者が、第２号事業の完了する日より前に第１号事業に着手し、交付申請及び実績報告にかかる特例承認申請書（様式第１号の３）を知事に提出して、知事がこれを承認した場合は、第２号事業は第１号事業の完了した日と同日に完了したものとみなし、第２号事業の申請者は、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の３月12日のいずれか早い日までに、前条第１項第２号に定める書類を知事に提出しなければならない。ただし、この場合において、第１号事業についてのみ第９条第２項の事業期間の延長の承認を受けた場合はこの限りではない。

（交付決定及び額の確定）

第８条　知事は、第７条の交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（事業期間の延長）

第９条　申請者は、やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の２月末日までに補助事業が完了しないおそれがあるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書（様式第２号）に事業の着手日又は契約日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の事業期間延長承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り事業期間の延長を承認するものとし、その可否を申請者に通知する。

３　申請者は、事業期間延長の承認を受けた場合において、当該承認を受けた日の属する年度の３月末日までに補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに、第７条第１項第１号又は第２号の書類を知事に提出しなければならない。

４　第１項及び第２項の手続による延長後の事業期間内に補助事業が完了しないおそれがあるときは、再度、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、延長後の事業期間は２年度目の３月末日を超えないものとする。

（交付決定の取消し）

第10条　知事は、次のいずれかに該当する場合は、第８条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合

(2)　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3)　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4)　補助事業者が、法令、条例等に違反した場合

２　知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変

更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　知事は、前項の規定により返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（取得財産の管理）

第11条　補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電設備等及び電気自動車等（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第12条　補助事業者は、補助対象太陽光発電設備等を取得する場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、補助対象電気自動車等を取得する場合は別表第４に定める期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、財産処分承認申請書（様式第３号）により知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者が前項の規定により取得財産を処分したときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（書類の提出方法）

第13条　本要綱に規定する書類の提出は、紙の書類を郵送若しくは持参する方法又は電子申請・届出システムを利用する方法のいずれかにより行うものとし、紙の書類を提出する場合にあっては、正副２部を所轄地域振興局の長を経由して提出するものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年７月16日から施行する。

この要綱は、令和３年12月27日から施行する。

この要綱は、令和４年４月13日から施行する。

この要綱は、令和５年４月14日から施行する。

この要綱は、令和６年４月12日から施行し、県の令和６年度予算に係る補助金から適用する。

令和５年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

この要綱は、令和７年４月21日から施行し、県の令和７年度予算に係る補助金から適用する。

令和６年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

この要綱は、令和８年４月22日から施行し、令和８年度の申請に係る補助金から適用する。

令和７年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

この要綱は、令和８年11月19日から施行する。

別表第１（第４条関係）

補助対象設備	要　件
ア　共通	(1) 未使用品であるもの (2) 法令、条例等に適合しているもの
イ　太陽光発電システム	(1) 発電出力（太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の値）が10キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
ウ　蓄電システム	(1) 蓄電容量が４キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
エ　V2H充放電システム	(1) 国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの
オ　電気自動車等	(1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助金を受けて実施する、電気自動車等の導入に要した経費の一部を補助する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象車両のうち、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の区分に該当する車両であること（燃料電池自動車、超小型モビリティ、ミニカー及び側車付二輪自動車・原動機付自転車の区分に該当する車両は除く） (2) 第７条の規定に基づく交付申請及び実績報告を行う日の属する年度において、第４条の事業により初度登録（検査）された車両であること (3) 自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項）の使用者が申請者であり、使用の本拠の位置が申請者の住所と同じであること (4) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること (5) 電気自動車等からの買い替え等でなく、使用の本拠の位置に他の電気自動車等がないこと (6) リース契約の場合は、リース契約の期間が、別表第４の処分制限期間よりも長いこと

別表第２（第７条関係）

(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第４条第１項第１号事業（太陽光発電設備等）用）
(2) 補助対象太陽光発電設備等の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）
(3) 補助対象太陽光発電設備等の設置後の状況が確認できる写真
(4) 補助対象太陽光発電設備等が未使用品であることが分かる保証書等の写し
※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象太陽光発電設備等が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。
(5) 事業の着手日が確認できる書類（契約書等）
(6) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前３箇月以内のもの）
(7) 住民票の写し（発行日が申請日以前３箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
(8) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果
(9) チェックリスト（第４条第１項第１号事業（太陽光発電設備等）用）
(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別表第３（第７条関係）

(1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用）
(2) 補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し
(3) 補助対象電気自動車等の導入に要した費用とその内訳が分かる書類（車両本体の価格がわかる請求書又は領収書等）※割賦販売契約又はリース契約の場合は補助対象電気自動車等にかかる販売契約書又はリース契約書の写し（車両の本体にかかる金額など契約金額の内訳がわかる書類を含む）
(4) 補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等（申請者の居住する既存住宅に設置された太陽光発電システム、電気自動車等用の充電設備及び電気自動車等の写真等。）
(5) 補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し
(6) 補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等）
(7) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前３箇月以内のもの）
(8) 住民票の写し（発行日が申請日以前３箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
(9) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB版に限る）の診断結果
(10) チェックリスト（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用）
(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

【第４条第１項第２号アの事業の場合は以下の書類も提出すること】
(12) 太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）
(13) 太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる写真
(14) 太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し

※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。

(15) 太陽光発電システムにかかる販売契約書

別表第４（第12条関係）

区分・種類			処分制限期間
自家用車両	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	４年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量２トン以下のもの	
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量２トン以上のもの	
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの	